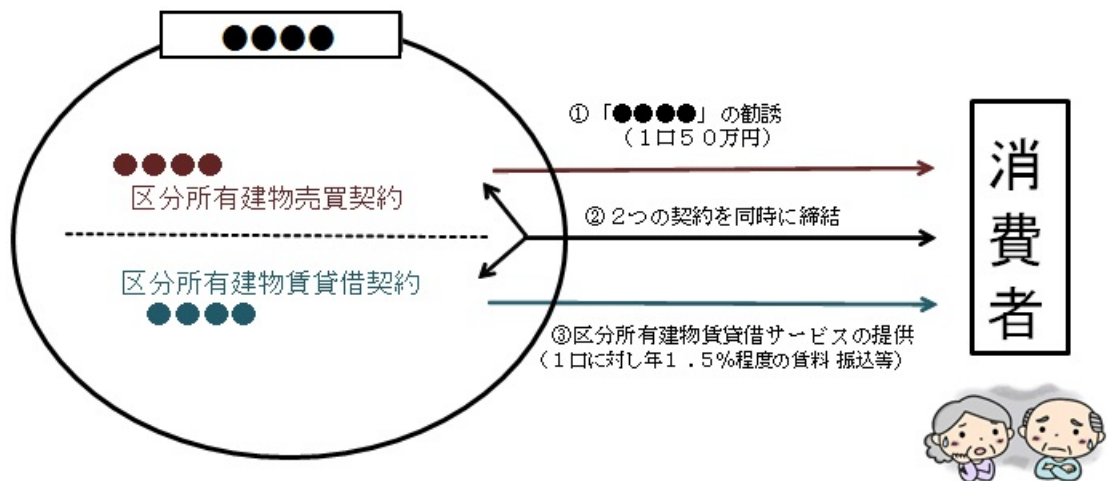


➤ 「●●●●」の概要

●●●●が、都心マンション一室の所有権を数十口に分割し、その共有持分を1口50万円で販売する「区分所有建物売買契約」と同時に、当該共有持分に係る区分所有建物を（●●●●が消費者から借り上げ、第三者に転貸し、販売金額（口数）に応じた賃料を消費者に振り込む「区分所有建物賃貸借契約」を、一つの取引として勧誘し、締結するもの。

➤ 「●●●●」営業の流れ

- ①●●●●の営業員が、「税金対策になる、利回り年1.5%以上」などと消費者に告げて、「●●●●」（「区分所有建物売買契約」と「区分所有建物賃貸借契約」）の勧誘をする。
- ② 勧誘された消費者は、利回りが良い、賃料収入が安定している等の理由から資産を運用することに決め、「●●●●」に係る「区分所有建物売買契約」と「区分所有建物賃貸借契約」の2つを同時に締結する。
- ③●●●●は「区分所有建物賃貸借契約」を締結した消費者に対し、販売金額（口数）に応じた賃料（1口50万円に対し1.5%程度の金額）を振り込む。



▼マンション一室の所有権分割イメージ

